

## 令和2年度日南町農業研修生募集要項

鳥取県の三大河川のひとつ、日野川が流れ、1,000m級の中国山地の山々に囲まれた日南町。豊かな自然に恵まれ、古より農林業を基幹産業としてきた日南町ですが、国内の中山間地域がそうであるように、農林業従事者の高齢化と後継者不足という大きな問題に直面しています。

そこで、日南町では、3大都市圏及び指定都市※で生活している青年等を中心に、新たに農業経営を志す人材を募集し、農業に対する個々の技術を身に付けていただくと共に、地域と連携し、地域行事やコミュニティの支援活動等を通じ、町内に定住する農業後継者の育成を図ることといたしました。期間中は専任の指導者を配置、年間を通じたカリキュラムを設定し、みなさんの農業技術の習得をサポートします。先人たちが切り開いたこの農地を後世に残していきたいと私たちは考えますので、日南町の恵まれた自然の中で、地元農家や地域のみなさんと触れ合いながら、農業の実践的な技術を習得し、この地で大きな夢をつかんでみませんか。

※3大都市圏及び指定都市にお住まいの方は、「地域おこし協力隊員」として日南町が採用し、それ以外の地域にお住まいの方は、一般財団法人日南町産業振興センターが「農業研修生」として採用します。生活支援、研修内容、就農支援等は全く同じです。

### 1. 農業研修生募集要項

研 修 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎研修 日南町の主要品目であるトマト、白ネギ、ピーマン、ブロッコリー、畜産を中心とした農産物の栽培技術指導を実施し、農業経営に関する基礎知識の習得を目指します。</li> <li>○実務研修 将来の自立に向けた野菜等の栽培及び出荷販売研修を行います。</li> <li>○地域おこし活動 地域行事・地域コミュニティ活動等へ参加していただきます。</li> </ul>
募 集 人 員	○農業研修生3名
研 修 期 間	新規研修生…1年以上～最長2年間。
応 募 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業技術の習得を目的として、日南町が認定した研修先で、1年以上継続して研修を受ける意思のある者</li> <li>○研修終了後に、日南町内で引き続き農業に従事する意欲のある者</li> <li>○普通自動車免許取得者</li> <li>○令和2年4月1日現在で18歳以上の者</li> </ul>
受 入 先	一般財団法人日南町産業振興センター(日南町からの委託) ※研修費として月額20,000円のご負担をお願いします。
研 修 実 習 先	町内の農業法人、先進的農業経営者等
研 修 場 所 等	日南町内で週40時間の研修を原則としますが、研修内容(例えば、市場視察研修や出荷販売研修等)によっては、町外研修となる場合もあります。
研 修 期 間 中 の 生 活 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月額166,000円の研修手当の支給(※賞与の支給はありません)</li> <li>○住宅(空き家)の斡旋</li> <li>○住居手当・通勤手当の支給</li> <li>○空き家バンク登録物件に入居し改修を行った場合は、「いきいき定住促進条例」により改修費用の1/2、上限50万円を補助しますが、研修生についてはさらに20万円を上限に別途支給(最大70万円の補助金を支給)</li> <li>○作業道具等の経費については必要に応じて町が負担</li> </ul>

保 険 制 度	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険
応 募 手 続 き	<p>○募集期間 令和元年10月1日～令和元年12月27日（応募書類必着） ※募集定員に達しない場合は追加の募集あり。</p> <p>○応募書類 ・日南町農業研修生申込書(兼履歴書) ・事前アンケート</p> <p>○応募書類提出先、お問い合わせ先 上記応募書類を下記へご提出ください。(郵送の場合は書留で) 〒689-5224 鳥取県日野郡日南町多里826番地 一般財団法人 日南町産業振興センター 電話 0859-84-0660 / FAX 0859-84-0080 HP : <a href="http://nichinan-ipc.or.jp/">http://nichinan-ipc.or.jp/</a></p>
研 修 生 の 決 定	<p>○選考方法 書類選考、面接及び作文（ご応募の後、内容等をご連絡します）により、研修生を決定します。</p> <p>○面 接 日 期日及び場所については、個別に通知します。</p> <p>○研修生の決定通知 各応募者宛に結果を通知します。 なお、研修生の決定についての異議等は一切受け付けません。</p>
就農に関する 支 援 策	<p>○青年等就農計画の認定を条件として次の支援を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用機械・施設整備に係る経費の一部を助成</li> <li>・農地賃借料助成（農地賃借料の全額を最大10年間助成）</li> <li>・農業次世代人材投資資金の交付</li> </ul> <p>※所得要件や年齢要件等により助成を受けられない場合もあります。</p>